

令和6年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

特記仕様書

那覇市上下水道局 下水道課

1.業務目的

本業務は、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

策定においては、令和元年度下水道ストックマネジメント計画及び当該計画を運用する上で得られた成果、課題等を分析し、老朽化の進展予測、リスク評価、長期的な改築シナリオ等の見直し、更新を行うことで、本市の下水道ストックの施設管理に係る点検・調査、修繕・改築における将来予測の精度向上を図る。

また、上述の見直し、更新に合わせて、将来15年程度を見込んだ点検・調査計画を策定するとともに、令和元年度以降の管路調査成果をもとに将来5年間における改築・修繕計画の策定を目的とする。

2.業務範囲

汚水・雨水共 :2569.2ha

※事業計画面積(3898.4ha)から、汚水未整備面積(378.8ha)、市街化調整区域面積(894.5ha)、那覇港湾施設面積(55.9ha)を差引した面積

※なお、対象施設の詳細については、3-9 業務施設の対象範囲(詳細)を参照のこと。

3.業務内容

3-1. 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

(1)上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

(2)関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画(全体計画, 事業計画)
- ② 災害対策計画(地震・津波対策計画, 浸水対策計画)

(3)諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質, 形状寸法(管径), 能力, 延長, 土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

(4)リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報, 地震被害予測資料, ハザードマップ, 影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

(5)点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態(劣化の程度)
- ③ 維持管理履歴(修繕記録, 事故・故障記録, 診断記録, 清掃記録, 管路施設内水位情報)等

(6)修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用(または改築単価)
- ④ 緊急度, 健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

(7)施設情報の電子データ化

収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。電子データ化にあたっては、リスク評価、点検・調査計画における優先度評価や投資計画におけるシナリオ設定及び投資効果の分析等で、効率的なデータ利活用ができるようにする。また、電子データ化の詳細については、下記を参照すること。

① 管路施設状況図の作成

下水道情報管理システムにおける不明情報を保有する一部の下水道施設の不明データを補完するため、当該施設を対象に現地調査等を行い、その結果を整理した状況把握図を作成する。布設年度、管種、管径等の下水道管路施設(数量は下表参照)を対象に現況調査等を行い、その結果を基に下水道管路施設の布設年度、管種、管径、改築情報等を把握する状況図を作成する。

② マンホール等目視点検調査箇所状況図の作成

事業計画及び資料整理結果に基に、状況図を作成する。

③ 「重要な幹線等」と「その他の管路」の状況図の作成

「重要な幹線等」と「その他の管路」を把握する状況図を作成する。

④ 下水道台帳管理システムへの反映

上記1)～3)で整理した結果を汎用的な GIS ソフトで活用できるように、SHP 形式でデータの作成を行う。また、当該データは下水道総合管理システムに反映しなければならない。

(8)現地踏査

既存の施設情報収集で得られた情報を捕捉するために、管種、管径、土被り、延長等の不明な箇所について現地調査を行う。また、下水道台帳管理システムに反映すべき現地調査結果についてはGISデータベース化をしなければならない。

那覇市管路施設不明箇所スパン数		
種別	スパン数	備考
管径	149(現地調査)	マンホール目視調査工
勾配	178(資料より)	
区間延長	12(資料より)	
管きよ延長	31(資料より)	
上流管底高	155(115×30 m:3,450m)	4 級水準+現地調査
下流管底高	189(189m× 30m:5,670m)	4 級水準+現地調査
管種	7039(資料より)	
マンホール調査工	201(現地調査)	地上点検工

3-2. リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模(影響度)及び発生確率(不具合の起こりやすさ)を検討する。

(1) リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。

(2) 被害規模の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定した上で被害規模を検討する。

(3) 発生確率の検討

管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。

(4) リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。また、リスク評価結果はGISデータベース化を行い下水道台帳管理システムに反映させるためにSHAP E形式で提出すること。

3-3. 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値(アウトカム)とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値(アウトプット)を設定する。

3-4. 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。なお、令和元年度下水道ストックマネジメント計画の執行実績におけるシナリオパターンを設定し、現在の課題抽出を行い、その対策方法についても検討を行い、現実的で最適なシナリオパターンの検討を行うものとする。

(1) 管理方法の選定

管きよ、マンホールふた等の対象とする施設ごとに、本市の特性に応じて管理方法を設定する。

(2) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

(3) 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、本市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

(4)長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

(1)～(3)の検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。なお、費用の財源先についても検討を行うものとする。

3-5. 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。また、調査箇所については図化し下水道台帳管理システムに反映すること。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、15年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。あわせて、点検・調査計画を運用する際の組織的な運用体制及び運用結果の管理方針等についても検討すること。なお、これまでの点検・調査結果についても分析を行い、点検・調査計画に考慮すること。

(1)環境区分の設定

管きよ、マンホールふた、マンホールの対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

ただし、マンホールふたは一般環境下の扱いとする。

(2)点検・調査頻度の検討

(一般環境下)

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。

(腐食環境下)

腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。

(3)優先順位の設定

(一般環境下)

リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

(腐食環境下)

点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。

(4)点検・調査における単位・項目の検討

(一般環境下)

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。

また、管路施設の構造について円形管、ボックスカルバート、護岸等に大別化し、構造物ごとの異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準及びその点検・調査手法について検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(5)点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(6)点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元, 特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(7)概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ, 事業計画期間を勘案し, 概ね 5~7 年程度の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

(8)点検・調査計画のとりまとめ

(1)~(7)の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

3-6. 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し, 長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ, 事業計画期間を勘案し, 概ね 5~7 年程度における改築の優先順位を設定する。

また, 実施計画では, どの施設を, いつ, どのように, どの程度の費用をかけて, 修繕・改築を行うかを検討する。

(1)診断

診断は, 管路施設の異常の程度を評価し, 対策の要否及び緊急度を明らかにするもので, 潜行目視調査, マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から, 以下の手順で実施する。

①異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき, 異常の程度を評価する。

②緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し, 対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行う。

(2)対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と, 長期的な改築事業のシナリオを踏まえ, 対策の必要性を検討する。

(3)修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し, リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。なお, 令和元年度下水道

ストックマネジメント計画の執行実績の分析を行い、財源先等についても検討する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設(マンホールふた)で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

※マンホールふた：蓄積されたマンホールふたの調査記録を活用し対策範囲を設定する際は那覇市上下水道局と協議の上決定する。

(5) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(6) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新(布設替え工法)か長寿命化対策(更生工法)かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

3-7. 関係機関への説明資料作成

管路施設ストックマネジメント実施方針の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。また、方策の実行に必要な説明資料等を作成する。

3-8. 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

3-9. 業務対象施設の範囲(詳細)

(1) 委託対象施設

①管路施設ストックマネジメント実施方針

管路施設	対象の有無等
対象区域面積(雨水・汚水共)	2569.2ha
管きよ	有・無
マンホール	有・無
マンホールふた	有・無
取付管	有・無
ま す	有・無

②①うち修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	2569.2ha
延 長	汚水 6.7 km 雨水 4.0 km
うち緊急度Ⅰの延長	汚水 1.5 km 雨水 2.0 km
マンホール	有・無
マンホールふた	有・無
取付管	有・無
ま す	有・無

(2) 設計条件項目

設計条件項目表(その1)(参考)

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	○有・無
	施設情報の電子データ化	○有・無
	現地踏査	○有・無
リスクの評価	リスクの特定	○有・無
	被害規模の検討	○有・無
	発生確率の検討	○有・無
	リスクの評価	○有・無
施設管理の目標設定		○有・無
長期的な改築 事業のシナリオ 設定	管理方法の選定	○有・無
	改築条件の設定	○有・無
	最適な改築シナリオの選定	○有・無
	長期的な改築事業のシナリオ設定の とりまとめ	○有・無
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	○有・無
	点検・調査頻度の検討	○有・無
	優先順位の検討	○有・無
	点検・調査における単位・項目の検討	○有・無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	○有・無
	点検・調査方法の検討	○有・無
	概算費用の算定	○有・無
	点検・調査計画のとりまとめ	○有・無
点検・調査の実施		設計条件項目表(その2)のとおり
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表(その2)のとおり
関係機関への説明資料作成		○有・無
報告書作成		○有・無
設計協議		中間打合せ 3 回
関係機関協議		1 回
貸与資料	点検・調査データ	○有(貸与形式:紙・電子データ), 無
	管路施設データ	○有(貸与形式:紙・電子データ), 無
	維持管理データ	○有(貸与形式:紙・電子データ), 無

設計条件項目表(その2)(参考)

作業項目		設計条件	
点検・調査の実施(現地踏査除く)		管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無
診断	異常の程度の評価	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	<input checked="" type="radio"/> 有・無 有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有・無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無
	緊急度・健全度の判定	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	<input checked="" type="radio"/> 有・無 有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有・無 有・ <input type="radio"/> 無 有・ <input type="radio"/> 無
対策の必要性検討			<input checked="" type="radio"/> 有・無
修繕・改築の優先順位の検討			<input checked="" type="radio"/> 有・無
対策範囲の検討			<input checked="" type="radio"/> 有・無
長寿命化対策検討対象施設の選定			<input checked="" type="radio"/> 有・無
改築方法の検討	改築方法の選定		<input checked="" type="radio"/> 有・無
	ライフサイクルコスト改善額の算定		<input checked="" type="radio"/> 有・無
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定		<input checked="" type="radio"/> 有・無
	計画期間内の概算費用の算出		<input checked="" type="radio"/> 有・無
修繕・改築計画のとりまとめ			<input checked="" type="radio"/> 有・無

4.現場体制

4-1.管きょ内作業における安全対策について

- (1) 酸素欠乏主任者を常駐させ、総合指揮に専念させ、安全管理体制の充実を図ること。
- (2) あらかじめ、安全対策に対する情報を収集し、綿密な作業計画を作成すること。
- (3) 作業前に酸素濃度、硫化水素濃度測定を徹底し、安全を確認してから、管きょ内に入ること。
- (4) 下水道管きょ内での作業時には、常時換気を継続するとともに、酸素濃度及び硫化水素濃度の測定も行い、常時安全管理を徹底する。
- (5) 局地的な大雨に対する安全対策としては、危険な状態になる前に下水道管きょ内調査等を中止とする等の予防的な対策を図ること。また、より詳細な安全対策については、「局地的な大雨に対する下水道施設内作業等の安全対策に関する特記仕様書」、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全対策の手引き(案)」を参照のこと。

5.設計協議

本業務の検討に係る設計協議を、初回、中間 3 回、最終の計 5 回行うものとする。なお、初回及び最終協議に関しては、管理技術者が立会ものとする。また、両者協議のうえ必要に応じて適時協議を行うものとする。

6.照査

6-1.照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6-2.照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

6-3. 照査事項

受注者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容及び管路施設情報の諸元に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性(方針, 設定条件等)の照査
- (4) 上位計画, 地震対策計画, 浸水対策計画等との相互間における整合性に関する照査

7.成果品提出図書

7-1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 報告書 | A4判製本 3部 |
| ② 点検・調査計画図 | 原図一式・白焼き3部 |
| ③ 修繕・改築計画図 | 原図一式・白焼き3部 |
| ④ 打合せ議事録 | A4判製本 3部 |
| ⑤ その他参考資料 | 原稿 一式 |
| ⑥ 上記図書の電子成果品 | CD-R 又は DVD-R 一式 |

(2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ 那覇市上下水道局 と協議する。

(3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

8.履行期間

契約日のから ~ 令和 7 年 2 月 28 日

9.法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。また、この契約の履行にあたり個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例を遵守し、業務で知りえた秘密・個人情報を漏らしてはならない。

10.費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11.提出書類

受注者は、以下に掲げる書類を局が定める様式により提出しなければならない。また、提出した書類に変更が生じたときには、速やかにその理由を付して変更届を提出しなければならない。

No.	様式	部数	提出期限
1	業務着手届	2	契約締結後7日以内
2	管理・照査技術者届	2	//
3	雇用関係証明書	2	//
4	略歴書	2	//
5	実務経歴証明書	2	//
6	測量業者・建設コンサルタント登録	2	//
7	業務工程表	2	//
8	業務計画書	2	契約締結後14日以内
9	業務委託月報	2	月末
10	業務打合せ簿	2	打合せ協議後7日以内
11	業務完了届	2	完了後
12	成果品引渡書	2	検査合格後
13	請求書	1	//

12.疑義の協議

本特記仕様書、質問回答書及び設計図書等に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、監督員と協議した上これを決定する。

13.留意事項

- ① 業務に必要な資料等は、局が提供するほかは全て受注者で収集するものとする。
- ② 業務は発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行うと同時に関係法令に基づいて、関係機関等と事前協議を行い、設計条件に影響する事項を確認してから設計すること。
- ③ 成果品及びその資料は全て局に帰するものであり、受注者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ④ 本特記仕様書に明示されなくとも、作業上必要となるものについては、受注者の負担において実施するものとする。
- ⑤ 完了後においても局から成果品の手直しを指示された場合、受注者はこれに従わなければならない。このときの費用は受注者負担とする。

14.資料の収集及び調査

業務上必要な資料の収集については、関係機関においての将来計画を含めて調査しなければならない。

15.設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

16.設計の資料

設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

17.参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献資料名を明記しなければならない。

18 業務計画書

業務計画書の作成にあたっては、本特記仕様書及びプロポーザル提案内容について受注者との協議により決定した仕様書に基づき工程表、作業方法等の必要事項を記載し、提出しなければならない。また、照査に関する事項を定めた照査計画を作成し業務計画書に記載すること。

19.工程進捗状況報告書の提出

受注者は工程の進捗状況報告書を毎月末に提出すること。

20.保 険

受注者は法定外労災補償(建設共済等)、請負業者賠償責任保険等に加入し、証券またはこれに変わるものを提示すること。

21.暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、当該業務委託の履行に当たって「那覇市上下水道局建設工事等からの暴力団排除に関する協定書」(平成 23 年 2 月 15 日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。受注者が違反したことが判明した場合には、局は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ① 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 暴力団員等から不当要求による被害又は業務委託妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- ④ 下請負業者がある場合は、下請負業者へも「暴力団等による不当介入の排除対策」について指導し、下請負業者が不当介入を受けている場合は、元請負業者が報告等を行うこと。

22.那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- ① 受注者は、暴力団密接関係者を局発注工事等から排除するため、別紙「誓約書兼同意書」を総務課へ提出しなければならない。
- ② 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙「誓約書兼同意書」を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③ 受注者は、直近上位発注者に対し、別紙「誓約書兼同意書」を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④ 受注者はその旨、全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。